

5. 実現化方策

5.1 実現化に向けた取り組み

5.1.1 取り組みの基本的な考え方

都市計画マスタープランは本市の都市計画の基本方針となる計画です。本計画に位置付けた将来都市像やまちづくりの目標を実現するため、本計画を基本として、分野別計画等との調整を図りながら、都市まちづくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、他の国・県・近隣市町・関係機関との連携強化や、行政・市民・事業者・NPO等が協力し合う体制づくりを進め、推進体制の充実を図ります。

なお、本計画は中長期的な視点に立った計画であることから、まちづくりの進捗を適切に管理し、社会情勢の変化や市民意向等を踏まえ、必要に応じて適切に見直しを図るものとします。

実現化方策の基本的な考え方として、以下3点を記載

- ・都市計画マスタープランの運用（1文目）
- ・まちづくりの推進体制の充実（2文目）
- ・都市計画マスタープランの適切な管理と見直し（3文目）

都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地開発」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定、~~準都市計画区域の導入~~など、土地利用や建築物等の適正な規制・誘導などに関わる事項の決定又は変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定又は変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市まちづくりを進めます。
- 大村らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、中心市街地の活性化や新幹線新大村駅（仮称）周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市まちづくりを進めます。

都市まちづくりの推進体制の充実

本計画に示す都市まちづくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、国・県・市及び関係機関との緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

①国・県・近隣市町および及び関係機関との連携強化

- 国、県等が進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市まちづくりを推進します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、環境、農業、政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。
- 特に、大村市は長崎県の空の玄関口となる長崎空港をはじめ新幹線新大村駅（仮称）の整備が進められるなど、広域的にも交通の要衝としての役割を担います。九州圏広域地方計画においても、長崎・佐世保・環大村湾都市圏は、“九州北西部の交流・連携と賑わいにぎわいの拠点”に位置づけられているため、その達成に向けて国や県、近隣市町との連携を強化します。

九州圏広域地方計画（H28.3改訂版）を踏まえ、長崎・佐世保・環大村湾都市圏の位置づけを更新

②協働のまちづくりを支援する体制づくり

- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- 市民、事業者等および及び市が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

③庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市まちづくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム（ワーキンググループ）の設置など、横断的な検討組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

5.1.2 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者等が本計画に掲げられたまちづくりの方針について理解を深め、まちづくりの主体であることを認識しとの、連携・協働により、まちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者等が参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

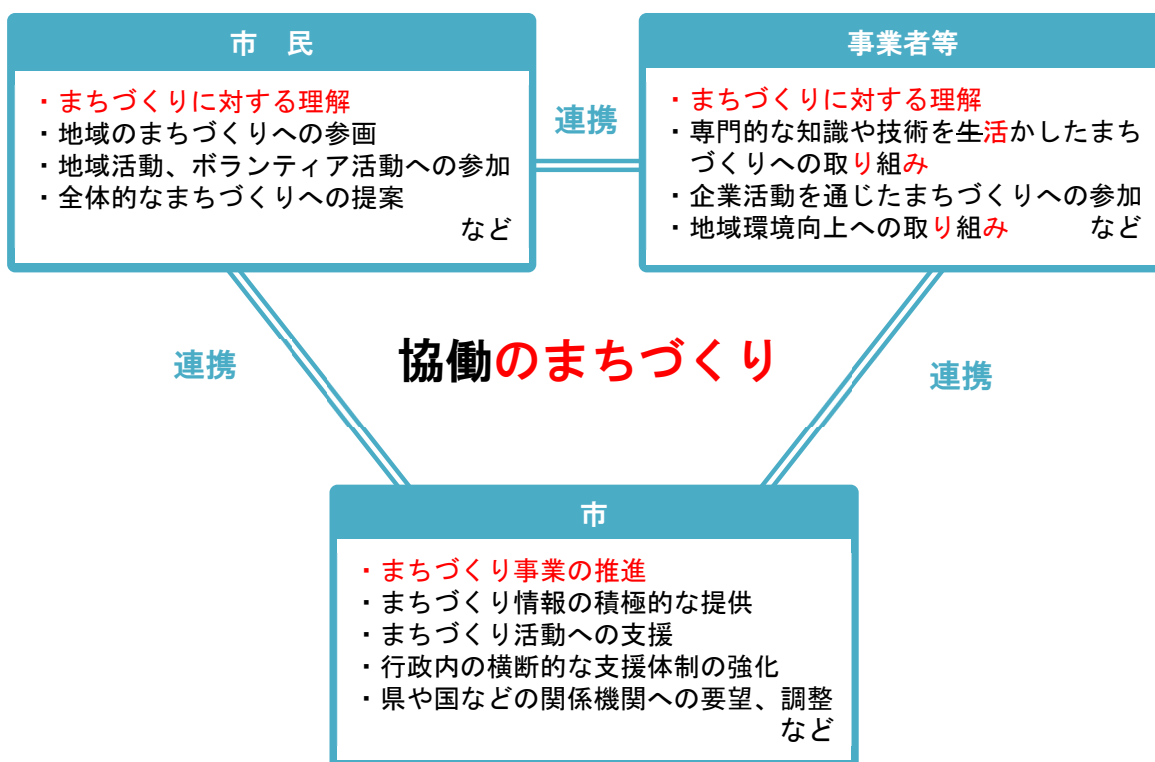
本計画に対する市民・事業者等の理解に関する記載を追加

本計画における「協働のまちづくり」とは

以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- それぞれの主体性・自発性のもとに取り組めます
- お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います
- 共通する目的の実現に向けて協力します

協働のまちづくりの体制のイメージ



協働のまちづくりの進め方

まちづくりの主役である市民・事業者等が参加し、市民と市が一体となってまちづくりを進めることができる取り組みを行います。

○広報おおむらや市ホームページ、SNS 等への掲載など、様々な手段を通じて、都市計画やまちづくりに関する情報を積極的に発信し、まちづくりへの理解促進や意識啓発に取り組みます。

本計画に対する市民・事業者等の理解に関する取り組みを追加

- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザー等の派遣制度を活用します。
- NPOをはじめとしたまちづくり団体、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり団体からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。
- 地域の美化活動、賑わいの創出に向けたイベントの開催など、これまで行われてきた市民活動を生活かし、地域の特性に応じたまちづくりへの展開を図ります。また、これら団体の連携強化に向けた体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

各種制度等の活用

市民と事業者等が主体となった計画の検討・実践手法として、次のような制度があります。これらの制度の活用により協働のまちづくりを推進します。

- 地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 大村らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を生活かしたまちづくりを進めるため、景観協定、建築協定、緑化協定などの制度の活用を図ります。

5.2 実現化に向けた整備プログラム

5.2.1 整備プログラム

全体構想や地域別構想で位置づけた都市まちづくりの実現に向けて、主要な方策や主な事業を整備プログラムとして整理し、その実現に向けた取り組みを推進します。

整備プログラムは、短期（概ね5年以内：平成24～28年令和4年度～8年度）、中期（概ね10年以内：平成24～33年令和4年度～13年度）、長期に区分して示します。ただし、土地利用の誘導など都市計画の決定・変更が必要なものについては、計画の熟度などを考慮しながら適切な時期に実施します。

また、整備プログラムに掲げる各施策内容については、実現化に向けた取り組みの考えを基本として、協働のまちづくり、計画の進行管理等を踏まえながら、社会情勢に合わせて適宜、評価、改善を進めます。特に、新幹線新大村駅（仮称）周辺整備や良好な景観創出に向けた計画については、地域住民との協議を進めながら具体的な内容を定めていくことが不可欠となるため、協議の進捗によって見直しを図ります。

整備プログラムについて

次項から整理している、整備プログラム一覧の見方は以下のようになります。

第3部全体構想に記述する各分野方針の『基本方針』を基に、整備プログラムを区分

整備プログラムの概要

整備プログラムの実施時期
事業の実施においては、「地域毎に実施するもの」「継続的に実施するもの」「段階的に実施するもの」等があるため、このような事業については、矢印を分割して示す

区分	概要	短期	中期	長期
自然環境との共生による土地利用の推進	◆自然環境の特性に応じて、グリーンツーリズムやスポーツ・レクリエーションの振興など、地域の特性を生活かした土地利用の推進	→→→→→		
市民生活や都市活動を支える良好な市街地環境の形成	◆大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパーク等への産業集積の促進	→→→→→		
	◆それぞれの役割・規模に応じた都市拠点への都市機能の集積、公共交通や道路網と拠点の連携強化 ◆新幹線新大村駅周辺の市街地環境整備の推進 *新大村駅周辺土地区画整理事業	→→→→→	→→→→→	→→→→→

特に、「段階的に実施するもの」については、内容毎に整備プログラムを整理





土地利用および拠点の整備

以下の視点で見直しを実施
 ・分野別方針の見直し案に合わせて、記載を削除
 ・分野別方針の見直し案に合わせて、記載を変更（文章の変更、文章の追加）
 ・実施スケジュールについては、関連する計画や事業の実施期間を考慮し設定

区分	概要	短期	中期	長期	備考 (計画書には非掲載)
自然環境との共生による土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆無秩序な市街化進行の抑制、良好な田園住宅地の形成に向けた、特定用途制限地域の指定による土地利用の誘導 ◆無秩序な開発の防止、良好な集落地の形成に向けた準都市計画区域の導入 ◆自然環境の特性に応じて、グリーンツーリズムやスポーツ・レクリエーションの振興など、地域の特性を生活かした土地利用の推進 	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画で「特定用途制限地域の指定」を検討するとしていたが、指定がなく、今後も指定を検討する可能性が低いため削除。 ・現行計画で「準都市計画区域の指定」を検討するとしていたが、指定がなく、今後も指定を検討する可能性が低いため削除。 ・グリーンツーリズム推進協議会等と連携し、<u>短中長期にわたり継続的に</u>取り組みを推進。
地域の拠点となる利便性が高い市街地環境の形成 市民生活や都市活動を支える良好な市街地環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ◆大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパーク等への産業集積の促進 ◆都市の活力、賑わいの創出に向けた、都市中心拠点への都市機能の集積促進 ◆それぞれの役割・規模に応じた都市拠点への都市機能の集積、公共交通や道路網と拠点の連携強化 ◆市北部と市南部の地域の生活を支える場として、地域拠点への日常生活に求められる都市機能の維持・集積 ◆地区拠点における生活利便施設及び公共公益サービスの維持、地域拠点や都市拠点への公共交通アクセスの向上 ◆上駅通り地区第一種市街地再開発事業の実施 ◆新幹線新大村駅(仮称)周辺の市街地環境整備の推進 *新大村駅周辺土地区画整理事業 *駅周辺の交通結節機能の整備 *駅周辺の市街地環境の整備 	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな工業団地である第2大村ハイテクパークを追加。大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村は現在完売、第2大村ハイテクパークへの成長産業の誘致を<u>短期で</u>推進。 ・分野別方針「1-4 拠点整備 (1) 都市拠点」から、都市拠点における都市機能集積に関する事項を追加。「大村市立地適正化計画(令和4年度~22年度)」の計画期間を踏まえ、<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。 ・分野別方針「1-4 拠点整備 (2) 地域拠点」から、地域拠点に関する事項を追加。「大村市立地適正化計画」の計画期間を踏まえ、<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。 ・分野別方針「1-4 拠点整備 (3) 地区拠点」から、地区拠点に関する事項を追加。「大村市立地適正化計画」の計画期間を踏まえ、<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。 ・平成25年1月に事業完了のため削除。 ・分野別方針「1-3 土地利用 (1) 都市ゾーン まちなか住宅地」から、新大村駅周辺における具体的事業として、土地区画整理事業に関する事項を記載。土地区画整理事業は令和8年度完成予定のため、<u>短期で</u>推進。新大村駅周辺の市街地環境整備は、土地区画整理事業後も必要な都市基盤整備が想定されるため、<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。
地区特性に応じた土地利用および市街地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆良好な居住環境の保全・創出に向けた地区計画等の促進 ◆都市計画道路古賀島沖田線沿道などの適正な土地利用の誘導 ◆市街地内にある低未利用地の有効活用 	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、地区計画等を活用した魅力あるまちづくりを推進。<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。 ・立地適正化計画に基づく居住誘導や、用途地域の適切な見直しを推進。<u>短中期にわたり継続的に</u>推進。 ・同上

道路・交通の整備

区分	概要	短期	中期	長期	備考 (計画書には非掲載)
<p>交流を促進する交通ネットワークの整備 都市の交流促進や国土強靱化に寄与する交通ネットワークの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆国立病院機構長崎医療センターへのアクセス向上、大村市南部の観光交流を図るための本場スマートIC（仮称）建設の促進 ◆大村～諫早間の渋滞解消に向けた国道34号の交通環境の改善 ◆都市計画道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> *都市計画道路坂口植松線の整備 *都市計画道路竹松駅前原口線の整備 *都市計画道路古賀島沖田線の整備 *長崎空港連絡道路の整備の実現 *都市計画道路池田沖田線の整備 *都市計画道路富の原鬼橋線の整備 ◆長崎空港の国内・国際路線の拡充や物流機能の強化、長崎空港の24時間化の実現 ◆武雄温泉～新鳥栖間の全線フル規格による整備の実現 ◆新幹線新大村駅（仮称）とJR大村線への乗り換え利便性の向上に向けた新駅設置の取組 ◆新幹線新大村駅（仮称）の交通結節機能の整備（駅前広場、アクセス道路等） ◆新幹線新大村駅とJR大村線への乗り換え利便性の向上に向けた駅前広場等の整備 ◆中心市街地への訪れやすさ、円滑な道路交通を確保するための、駐車場の整備 ◆交通結節点の利便性向上のため、ユニバーサルデザインに配慮した駐輪場・駐車場やアクセス道路の整備 				<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年3月に事業完了のため削除。 ・国道34号大村諫早拡幅、国道34号大村拡幅の事業期間を考慮し、<u>短中期にわたり継続的に推進</u>。 ・具体的な事業として、坂口植松線、竹松駅前原口線、古賀島沖田線、長崎空港連絡道路を追加。 ・池田沖田線は令和3年度事業完了予定のため削除。 ・富の原鬼橋線は平成26年度事業完了のため削除。 ・分野別方針「2-2 整備方針 (2) 公共交通 ①高速交通」から、空港の機能強化等に関する事項を記載。 ・分野別方針「2-2 整備方針 (2) 公共交通 ①高速交通」から、全線フル規格に関する事項を記載。 ・分野別方針「2-2 整備方針 (2) 公共交通 ②鉄道」から、新大村駅周辺における交通結節機能の整備に関する事項（駅前広場等の整備）を記載。駅前広場等は土地区画整理事業が完了する令和8年度までに完成予定のため、<u>短期</u>で推進。 ・分野別方針「2-2 整備方針 (4) その他 ②交通結節点」から、大村駅周辺の駐車場の整備だけでなく、JR駅周辺や大村IC周辺をはじめ交通結節点における駐輪場・駐車場やアクセス道路の整備に関する記載を追加。<u>短中期にわたり継続的に推進</u>。
<p>公共交通を軸とした環境にやさしい交通体系の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆路線バス、循環バスの連携など、利便性の高いバス路線網の構築 <ul style="list-style-type: none"> *路線バス網の再構築、循環バス等の運行 *バス路線の見直しと新たな公共交通体系の構築 ◆バスとJR等との円滑な乗り換えを図るための交通結節機能の整備 ◆「大村市地域公共交通再編実施計画」に基づく、路線バス等の利便性向上 				<ul style="list-style-type: none"> ・分野別方針「2-2 整備方針 (2) 公共交通 ③バス」から、関連計画に基づく路線バスの利便性向上に関する事項を記載。「大村市地域公共交通再編実施計画（令和2年度～6年度）」の見直しを予定していることも踏まえ、<u>中期</u>で推進。

区分	概要	短期	中期	長期	備考 (計画書には非掲載)
	<p>*運行間隔の短縮や、郊外の移動手段の見直し</p> <p>*新幹線開業に合わせたバス路線やジャンボタクシーなどの新設・既存路線の見直し</p> <p>◆自転車利用の促進に向けた取組の推進</p> <p>◆「大村市自転車活用推進計画」に基づく、自転車活用の取り組みの推進</p>				<p>・分野別方針「2-2 整備方針 (3) 歩行者・自転車 ③自転車」から、関連計画に基づく自転車の活用を推進に関する事項を記載。「大村市自転車活用推進計画(令和3年度~7年度)」の計画期間を踏まえ、<u>短期</u>で推進。</p>
人にやさしい交通環境の整備	<p>◆公共交通空白地帯の解消、高齢者等に対応した新たな交通の誘導乗合タクシーの充実</p> <p>*デマンドタクシー等の運行検討</p> <p>◆中心市街地各種拠点や歴史的街なみ地区における、回遊性の向上に向けた駐車場・駐輪場・まちかど広場等の、公園の配置や景観に配慮した街なみ整備</p> <p>◆子どもの安全な通行の確保に向けた、通学路の交通環境の改善</p>				<p>・分野別方針「2-2 整備方針 (2) 公共交通 ④その他」に合わせて、一部表現を見直し。</p> <p>・分野別方針「2-2 整備方針 (3) 歩行者・自転車 ④歩行者」に合わせて、一部表現を見直し。<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。</p> <p>・<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。</p>

その他都市環境の整備

区分	概要	短期	中期	長期	備考 (計画書には非掲載)
水とみどりの整備					
<p>豊かな自然環境の保全と活用</p> <p>みどり豊かな都市空間の創出</p>	<p>◆市民のスポーツ・レクリエーションの場、自然と親しむことができる総合運動公園（仮称）の整備 スポーツや健康増進の拠点として、大村市総合運動公園の整備</p> <p>※1期事業 ※2・3期事業</p> <p>◆アウトドアスポーツツーリズムの推進に向けた「大村市アウトドアランドデザイン」に基づく公園施設のリニューアル</p> <p>◆郡川など主要な河川について、親水性の確保に配慮した河川空間の整備</p> <p>※郡川、よし川の親水性護岸整備</p> <p>◆花を生活かしたまちづくり活動の充実</p> <p>◆海～まち～里山～山を結ぶ、水とみどりのネットワーク形成の創出（街路樹の整備、河川景観の創出、里山環境の保全 他）</p>				<p>・分野別方針「3-2 整備方針 (2) 水とみどりのネットワーク ①水とみどりの拠点整備」に合わせて、大村市総合運動公園に関する表現を見直し。<u>短中長期にわたり段階的に推進。</u></p> <p>・公園整備事業については、V・ファーレン長崎の練習拠点整備が白紙になったことから同公園の整備計画の見直しが想定されるため、具体的な事業に関する記載は削除。</p> <p>・分野別方針「3-2 整備方針 (2) 水とみどりのネットワーク ①水とみどりの拠点整備」から、アウトドアランドデザインに関する事項を記載。「大村市アウトドアランドデザイン（令和●年度～●年度）」の計画期間を踏まえ、<u>短中長期にわたり継続的に推進。</u></p> <p>・<u>短中長期にわたり継続的に推進。</u></p> <p>・郡川、よし川の親水性護岸整備については、現在実施中の「郡川大規模特定河川事業」「よし川都市基盤河川改修事業」「JR 架替工事」の事業期間を踏まえ、<u>中期</u>で推進。</p> <p>・<u>短中長期にわたり継続的に推進。</u></p> <p>・<u>短中長期にわたり継続的に推進。</u></p>
上下水道の整備					
<p>良質で安全な水の安定供給</p> <p>快適な市民生活と良好な水質環境の確保</p>	<p>◆「大村市水道ビジョン～大村CSプロジェクト～」に基づく上水道事業の整備および簡易水道事業と上水道事業の統合</p> <p>◆「おおむら水道ビジョン 2021」に基づく上水道事業の推進</p> <p>※新規水源の開発及び既存水源の改修 ※水道管路、水道施設の更新及び耐震化</p> <p>◆「大村市公共下水道事業基本計画」に基づく下水道施設の整備事業の推進</p> <p>※下水道未整備区域における汚水管渠の整備、老朽化が進む施設の改築更新 ※浸水防止に向けた雨水幹線・枝線の整備</p> <p>◆「おおむら汚水処理構想」に基づく、農業集落排水7地区の公共下水道処理施設への統合</p>				<p>・「4-2 整備方針 (1) 上水道 上水道の安定供給」に合わせて、上水道事業に関する表現を見直し。<u>長期にわたり継続的に推進。</u></p> <p>・<u>短中長期にわたり継続的に推進。</u></p> <p>・「4-2 整備方針 (2) 下水道 ①下水道整備の推進」に合わせて、農業集落排水7地区の公共下水道処理施設に関する表現を追加。</p>

区分	概要	短期	中期	長期	備考 (計画書には非掲載)
居住環境の整備					
多様な 住み方暮らし のニーズに応じた 良好な居住環境 の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆市営住宅長寿命化計画に基づく、ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅の整備や住宅整備の誘導 <ul style="list-style-type: none"> *住宅長寿命化計画の策定 *公営住宅の計画的な改修整備等 ◆市営住宅長寿命化計画に基づく、ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅の整備 ◆老朽化した公営住宅の改修、建替え、解体・用途廃止 		→		<ul style="list-style-type: none"> ・「5-2 整備方針 (1) 居住環境の整備 ①良質な公営住宅の確保」に合わせて、公営住宅の取り組みに関する表現を見直し。市営住宅長寿命化計画の現行計画は令和3年までであり、令和4年以降は新たな計画に基づき整備を行う予定のため、新たな計画期間(令和4年から10年間)を踏まえ、<u>短中期</u>で推進。
景観形成の整備					
個性ある景観資源の保全と活用 優れた景観と調和する街なみの創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆「大村市景観計画(仮称)」の策定 ◆上小路周辺地区など、歴史的な街なみを生かした景観形成 ◆歴史的まちなみを活かした居住環境の形成、来訪者や住民が歴史的雰囲気を感じながら散策や交流ができる景観整備 ◆大村ICから空港周辺への都市形成軸など、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出 ◆都市拠点について、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出、個別のデザインの質を高めた新しい景観シンボルの創造 ◆市街地周辺や丘陵地の農地や里山について、無秩序な市街化の抑制・営農環境の維持に配慮した田園景観の保全 ◆市街地周辺や丘陵地の農地や里山について、無秩序な市街化の抑制や営農環境の維持、集落地景観の形成など、良好な田園景観の保全 		→		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度計画策定のため削除。 ・「6-2 整備方針 (2) 歴史景観 伝統・文化を彩る歴史景観の保全」に合わせて、歴史的まちなみに関する表現を見直し。<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。 ・「6-2 整備方針 (3) 都市景観 ②シンボリックな都市景観の創出」に合わせて、都市景観に関する表現を見直し。<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。 ・「6-2 整備方針 (1) 自然景観 美しく豊かな自然景観の保全」に合わせて、都市景観に関する表現を見直し。<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。
安全・安心まちづくり					
災害に強い 都市まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆「大村市地域防災計画・水防計画」の見直し ◆「大村市国土強靱化地域計画」や「大村市地域防災計画・水防計画」に基づく総合的な防災・減災対策の取り組みの推進 ◆災害に強い市街地の形成 ◆緊急輸送機能の強化に向けた、道路の整備・維持管理の推進、道路ネットワークの充実 ◆自然災害による被害が予想される地域への市街地拡大の抑制、より安全な地域への居住の誘導の推進 		→		<ul style="list-style-type: none"> ・「7-2 整備方針 (1) 治山・治水 ①総合的な防災・減災対策」に合わせて、総合的な防災・減災対策に関する事項を記載。<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。 ・「7-2 整備方針 (2) 都市防災 ①災害に強い都市基盤の整備、②災害に強い市街地の形成」に合わせて、緊急輸送機能の強化や、安全な地域への居住の誘導に関する事項を記載。「大村市国土強靱化地域計画(令和2年~7年度)」「大村市立地適正化計画(令和4年度~22年度)」の計画期間を踏まえ、<u>短中長期にわたり継続的に</u>推進。

5.2.2 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認・評価）、Action（見直し・改善）のPDCAサイクルを導入し、計画の着実な実現を目指します。

都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

大村市の今後のまちづくりは、本計画の方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し、改善を行うなど、計画の適正な管理を行います。

- 都市計画基礎調査、各種統計調査の結果や市民アンケート調査等により、都市・地域づくりの進行状況各種施策や事業の達成状況の確認・評価を行います。
- 市民・事業者等・市の協働によるまちづくりについても、本計画に照らし合わせて評価を行うなど、市民による評価の基準や仕組みづくりの充実を図ります。
- 確認・評価に併せて、策定後、都市をとりまく社会情勢の変化を踏まえて、本計画の方針や各種施策の妥当性を判断し、総合計画等との整合を図りながら、必要に応じて計画を見直します。
- 計画の見直しにあたっては、広く市民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客観的な意見・提案を受ける場として協議会などを設置します。

都市計画マスタープラン進行管理のイメージ

